

公共施設の使用料設定にあたっての基本方針（概要版）

公共施設の使用料設定にあたって、平成24年10月に稲沢市補助金等検討委員会から最終提言書が提出されました。この提言書では、公共施設の使用料は、行政財産や公の施設の利用の対価としてその利用者から徴収するものであり、市の施設を利用しサービスを受ける際には、利用者と非利用者との「負担の公平性」を図る必要があるとされています。

そこで、その提言書を踏まえ、公共施設の使用料に当たっての基本方針を策定します。

1. 公共施設の使用料設定にあたっての基本方針

公共施設の使用料設定にあたっては、次の3点を基本方針として整理します。

「受益者負担の原則」 「算定方法の明確化」 「減免措置の見直し」

2. 施設使用料算定の基本ルール

利用者が負担すべき「原価」を統一的な方式で算出した上で、施設を性質ごとに分類し、「施設の面積・使用時間等」の条件及び「施設の性質別負担率」を乗じることで得た金額を施設使用料の目安とします。

「施設使用料の目安＝原価×施設の面積・使用時間等×施設の性質別負担率」

3. 子ども料金について

子ども料金は、子育て支援の観点から、従来の使用料のまま据え置きます。

4. 激変緩和措置について

算定した使用料と現行の使用料との間に大幅な差異がある場合は、使用料の急激な変化を抑えるため、激変緩和措置を講じます。

「改正の上限 …… 従来料金の1.2倍まで」

5. 減免措置の見直しについて

特例的に設けられている減額・免除の規定は、施設を利用しない人の税金がそこに使われることとなり、負担の公平性を損なう恐れがあります。よって、施設の設置目的や性質等を考慮した上で、真にやむを得ないものに限定し、適正に運用します。

6. 対象外とする施設について

対象施設は、地方自治法第225条に基づき、使用料を徴収する公の施設とします。ただし、法令等での料金が定められている施設など、次の施設については対象外とします。

「法令等で使用料が無料と定められている施設」（小・中学校（開放施設を除く）、図書館等）

「法令等で使用料の算定方法等が定められている施設」（市営住宅、保育所）

「公営企業法が適用される事業に係る施設」（市民病院、上下水道に係る施設）

また、らくらくプラザのバーディプールについては、使用料改正後間もないことから、今回の算定対象外とします。